

査 答 申 情 第 1 4 号
平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

平成 2 0 年 5 月 3 0 日付け生環事第 9 7 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「(1)ごみの収集日程カレンダー印刷に関する入札関係文書（平成 1 8、1 9 年度）、(2)びん・缶専用袋に関する入札関係書類（平成 1 8、1 9 年度）、(3)資源ごみ・有害ごみ専用袋及びごみ収集日程カレンダー配付関係文書（平成 1 8、1 9 年度）」の部分開示決定に対する異議申立て事案

（諮問情第 1 4 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、(1)ごみの収集日程カレンダー印刷に関する入札関係文書（平成18、19年度）、(2)びん・缶専用袋に関する入札関係書類（平成18、19年度）、(3)資源ごみ・有害ごみ専用袋及びごみ収集日程カレンダー配付関係文書（平成18、19年度）（以下「本件公文書」という。）につき、部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が平成20年5月7日付けで行った本件公文書の部分開示決定について、その処分を取り消し、本件公文書の開示を求めたものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立人からの意見書の提出及び意見陳述がともになされなかったため、異議申立書によると、本件処分は不当・不正かつ違法であるとのことである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「ごみ収集カレンダー入札他一件、ごみ資源袋入札他一件、同上作成物の配付の起案一件 19年度用及び20年度用」との開示請求に対して、実施機関が行った原処分について、不開示部分の開示を求めたものである。

2 ごみ収集日程カレンダー及び資源ごみ・有害ごみ専用袋の配付について

環境事業課で作成しているごみ収集日程カレンダーは、ごみの種類ごと、地区ごとに収集日が決められており、市民に収集日を周知するため、毎年、各収集日ごとのごみ収集日程カレンダー（25パターン）を48,000部（平成19年度）作成している。また、資源ごみ・有害ごみ専用袋について

も、毎年、資源ごみの適正排出とリサイクルを推進するため43,000部（平成19年度）作成している。

配布は、毎年3月頃に、ごみ収集日程カレンダーについては、市職員により、また、資源ごみ・有害ごみ専用袋については、作成した業者により、自治会や集合住宅に配付している。

なお、新たに転入された方や自治会等に未加入のため、配布されない方については、環境事業課の窓口で配布している。

3 本件公文書について

本件公文書(1)ごみの収集日程カレンダー印刷に関する入札関係文書及び(2)びん・缶専用袋に関する入札関係書類は、作成を請け負う業者の選定のための指名競争入札及び契約締結に係るものであり、支出負担行為伺書に開札録、予定価格書、入札書、委任状、物品売買契約書が添付されている。

また、(3)資源ごみ・有害ごみ専用袋及びごみ収集日程カレンダー配付関係文書は、資源ごみ・有害ごみ専用袋及びごみ収集日程カレンダーの配付についての起案文書で、自治会長や集合住宅の管理者等に配布するために、業者に依頼する配付先リストが添付されている。

4 実施機関の理由説明要旨について

本件公文書は、生駒市情報公開条例第6条第2号に該当するため一部を不開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 原処分において不開示とした部分について

ア ごみの収集日程カレンダー印刷及び資源ごみ・有害ごみ専用袋に関する入札関係文書のうち、入札代理人の印影

イ ごみの収集日程カレンダー及び資源ごみ・有害ごみ専用袋の配付起案文書の配付先リストのうち、自治会長の住所・電話番号、配付担当者の住所・氏名・電話番号、管理人の氏名・入館キーの暗証番号

(2) 条例第6条第2号該当性について

法人の代表者名及び印影については、法人に関する情報であり、商業登記簿で誰でも閲覧できる情報であるが、入札代理人の印影は個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

次に、配付先の個人の住所、氏名、電話番号等は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される情報であるため、本号に該当する。

ただし、本件公文書の自治会長の氏名については、本号ただし書イの「公

表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」として開示している。又、入札代理人の氏名及び管理人の電話番号については、法人等の情報として開示しているものである。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書のうち、(1)ごみの収集日程カレンダー印刷に関する入札関係文書及び(2)びん・缶専用袋に関する入札関係書類は、作成を請け負う業者の選定のための指名競争入札及び契約締結に係るものであり、支出負担行為伺書に開札録、予定価格書、入札書、委任状、物品売買契約書が添付されており、入札参加業者の代表者氏名、印影、入札代理人氏名、印影が記載されている。

また、(3)資源ごみ・有害ごみ専用袋及びごみ収集日程カレンダー配付関係文書は、資源ごみ・有害ごみ専用袋及びごみ収集日程カレンダーの配付についての起案文書で、配付先リストには自治会長や集合住宅の管理者等の住所、氏名、電話番号、必要部数その他配付に当たっての注意事項等が記載されている。

2 条例第6条第2号の該当性について

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

(2) これを本件公文書について検討すると、不開示とされた4(1)アの入札代理人の印影、4(1)イの自治会長の住所・電話番号、配付担当者の住所・氏名・電話番号、管理人の氏名・入館キーの暗証番号は、個人に関

する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報であることから、本号本文に該当すると認められる。

なお、入札代理人の氏名については、法人の委任を受け、当該法人のために行う入札に関する行為は、法人の行為そのものと評価される情報であるため、法人等に関する情報に該当すると認められる。

また、自治会長の氏名は、一般に公表されている情報であり、本号ただし書イの「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当し、又管理人（管理人室）の住所・電話番号は、法人等の情報であり、かつ一般に公表されている情報に該当するとして開示したものである。

(3) 上記(2)で本号本文に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

3 結論

以上の事実及び理由により、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 20 年 5 月 30 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 20 年 7 月 14 日	○ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 20 年 9 月 24 日 本件第 1 回審査会 (通算第 35 回審査会)	○ 実施機関から不開示理由の聴取等を行った。 ○ 審議を行った。
平成 20 年 10 月 30 日 本件第 2 回審査会 (通算第 36 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申の案文検討を行った。
平成 20 年 11 月 19 日 本件第 3 回審査会 (通算第 37 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いしだ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
おがた けんし 緒 方 賢 史	弁護士	
かなたに しげき 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
みむら えいこ 三 村 英 子	弁護士	